

し尿処理施設運転維持管理業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

本要領は、し尿処理施設における運転維持管理業務の受託候補者を公募型プロポーザル方式により決定するために必要な手続について定めるものとする。

1 業務概要

- (1) 業務委託名 し尿処理施設運転維持管理業務委託
- (2) 委託箇所 栃木県那須烏山市大桶444番地
南那須地区広域行政事務組合 保健衛生センター し尿処理施設
- (3) 業務の目的 民間事業者の専門的な技術と経験を活かし、し尿処理施設の安全かつ安定した信頼性の高い運転管理を行うことを目的とする。
- (4) 業務の内容 別添「し尿処理施設運転維持管理業務委託仕様書」のとおり
- (5) 履行期間 令和元年10月1日から令和4年9月30日まで（3年間）
なお、この業務委託契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約として実施する。そのため、契約にあたっては、組合の各年度予算において当該契約に係る経費が減額又は削除されたときに契約を変更又は解除できる旨の特約を付す。

2 見積限度額

総額：89,940,000円（消費税及び地方消費税抜き）以内とする。

3 実施形式

公募型プロポーザル方式

4 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる条件を全て満たすものとする。

- (1) 2019・2020年度における南那須地区広域行政事務組合又は構成市町の一般競争（指名競争）入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登録されていること。
- (2) 国、県、他の地方公共団体及び組合の指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項の規定に基づく、国、県、他の地方公共団体及び組合の入札参加資格基準による、入札参加の資格制限に該当しないこと。
- (4) 本組合又は構成市町の一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請において、提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 申請者及び申請者の役員、申請者の使用人、申請者の経営に事実上参加している者が、那須烏山市及び那珂川町の暴力団排除条例第2条に規定される暴力団及び暴力団員等でないこと。

- (7) 当施設と同規模以上のし尿処理施設において、3年以上の運転維持管理業務の受託実績があり、確実に履行できるものであること。

同規模の基準：生し尿、浄化槽汚泥合わせて70kl/日以上標準脱窒素処理方式の施設

5 参加申込資格審査

本プロポーザルに参加を希望する者は、次のとおり参加資格の審査を受けなければならない。

(1) 提出書類

ア プロポーザル参加申込書（別記様式1-1）

イ し尿処理施設運転維持管理業務受託実績表（別記様式1-2）

ウ 82円切手を貼付した長形3号の返信用封筒

(2) 提出部数 1部

(3) 提出場所 〒321-0602 栃木県那須烏山市大桶872番地 南那須地区広域行政事務組合 総務課 管財係

(4) 提出期限 令和元年6月28日（金）

(5) 提出方法 持参又は郵送

※持参の場合の受付時間は、土曜日及び日曜日を除く

午前9時から12時、午後1時から4時まで

※郵送の場合は、6月28日の消印有効とする。

(6) 審査結果 参加資格審査結果通知書（別記様式2）により通知する。

6 質問の受付及び回答

(1) 受付期間 令和元年6月5日（水）午前8時30分から6月21日（金）午後4時まで

(2) 提出方法 質問書（別記様式3）に質問事項を記入の上、電子メールで提出すること。

(3) 回答方法 質問者に順次電子メールで回答する。なお、6月24日（月）以降に質問・回答一覧を参加者全員に電子メールで通知する。

7 企画提案書の作成及び提出方法

(1) 作成方法

別紙1「し尿処理施設運転維持管理業務委託企画提案書作成要領」を参照の上、作成すること。

(2) 提出方法

ア 提出書類及び提出部数

No.	提出書類	様式	提出部数
1	企画提案書の提出について（添書）	別記様式4	1部
2	し尿処理施設運転維持管理業務委託企画提案書 ※上記(1)により作成したもの	別記様式5	9部
3	財務諸表（貸借対照表、損益計算書、利益処分計算書）	任意様式	9部
4	定款	任意様式	9部
5	会社概要（パンフレット）	任意様式	9部

6	見積書（人件費、一般管理費、諸経費に区分） ※別途封筒に入れて提出	任意様式	1部
---	--------------------------------------	------	----

イ 提出期限 令和元年 7 月 1 1 日（木）

ウ 提出方法 持参又は郵送

※持参の場合の受付時間は、土曜日及び日曜日を除く

午前 9 時から 1 2 時、午後 1 時から 4 時まで

※郵送の場合は期限までに必着の上、書留郵便に限る。

エ 提出場所 〒 3 2 1 - 0 6 0 2 栃木県那須烏山市大桶 4 4 4 番地
南那須地区広域行政事務組合 保健衛生センター 庶務係

8 審査方法

審査は、し尿処理施設運転維持管理業務委託に係るプロポーザル審査委員会において行う。

ただし、適合者がいないと判断されたときは、受託候補者を選定しない場合もある。

(1) 審査の期日 令和元年 7 月 1 8 日（木）

※ 開始時間等については別途連絡する。

(2) 場 所 〒 3 2 1 - 0 6 0 2 栃木県那須烏山市大桶 8 7 2 番地

南那須地区広域行政事務組合 2 階会議室

(3) 参加人数 1 事業者 2 名以内とする。

(4) 審査内容 企画提案書に基づくプレゼンテーション及びヒアリング

(5) 持ち時間 プレゼンテーションは 2 0 分以内とする。

なお、プロジェクター等の機器は使用せず、提出書類に基づき説明すること。

(6) 審査基準 別紙 2 「し尿処理施設運転維持管理業務委託に係る公募型プロポーザル審査基準」のとおり

9 受託候補者の決定

審査の結果、その合計点が最上位の者を受託候補者に決定する。

10 審査結果

全参加者に「プロポーザル審査結果通知書（別記様式 6）」により通知する。また、組合のホームページ上でも公表する。

11 契約の締結

審査により決定された受託候補者と契約の交渉を行う。なお、受託候補者の企画提案が無効となった場合や契約交渉が不調等により契約締結に至らない場合は、審査により次順位者とした者と契約締結の交渉を行う。

12 全体スケジュール

令和元年 6 月 4 日（火） 公告・募集開始

令和元年 6 月 2 1 日（金） 質問の受付期限

令和元年 6 月 28 日（金） 参加申込書の提出期限
令和元年 7 月 11 日（木） 企画提案書の提出期限
令和元年 7 月 18 日（木） 審査（プレゼンテーション・ヒアリング）
令和元年 7 月 25 日（木） 結果の公表

※審査及び結果の公表については、組合の都合により日程が変更となる場合がある。

13 提出書類の取り扱い

- (1) 提出された書類は、返却しない。
- (2) 提出された書類は、審査及び説明のためにその写しを作成し、使用することができるものとする。
- (3) 企画提案書を受け付けた後の追加及び修正は認めない。ただし、組合が必要と認める場合には、追加資料の提出を求めることがある。

14 情報公開及び提供

- (1) 本業務の受託者となった者から提出された書類については、南那須地区広域行政事務組合情報公開条例（平成 19 年組合条例第 1 号）の規定に基づき開示する。
- (2) 本プロポーザルの実施に関する情報（参加者から提出された資料を含む）は、南那須地区広域行政事務組合情報公開条例に基づき開示することがある。

15 問い合わせ先

南那須地区広域行政事務組合
保健衛生センター 庶務係 担当：両方
〒321-0602 栃木県那須烏山市大桶 444 番地
TEL：0287-83-1155 FAX：0287-83-1156
E-mail：eisei-s@minaminasukouiki.jp

16 その他

- (1) 本プロポーザルに要する費用は参加者の負担とする。
- (2) 参加を取り下げる場合は、速やかに辞退届（任意様式）を提出すること。
- (3) 次のいずれかに該当する企画提案書は無効とする。
 - ア 定めた提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合
 - イ 提案内容に虚偽がある場合
 - ウ 応募者が審査関係者に対する不当な活動を行ったと認められる場合